

電波利用料の見直しに関する検討会 公開ヒアリング説明資料

平成25年 5月13日
東日本電信電話株式会社

<検討課題>

●次期(平成26年～28年度)における電波利用共益事務の内容や、その歳出規模についてどのように考えるか。

○電波利用料は、電波利用料共益事務費用をその受益者である無線局の免許人に公正・公平に分担するものと認識。

○予算規模については、電波利用料共益事務費用に必要な歳出にとどめ予算規模を縮小し、歳入とのバランスの確保を要望。

○なお、周波数効率化、共同利用の促進など、限りある電波資源の有効利用につながる研究開発費用について賛同。さらに研究成果の分析・公表が必要。

<検討課題>

●電波利用料の軽減措置の在り方。

電波利用料の軽減措置は無線局のどのような点に着目して適用すべきか。

○特性に応じて適用される現行措置について、有線方式による提供が困難な離島・山間部や国定公園などにライフラインとして構築した無線局へ措置の継続を要望。

○さらに国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものとして、人工衛星局のみに限らず災害時等他の通信手段が使用困難な際に必要な通信手段である災害対策用途で認可を得た無線局へ措置の拡大を要望。

< 検討課題 >

●被災した無線局に対する減免を可能とする措置について

○被災することにより本来の無線局目的を達成することが出来ない場合など、早期復旧の観点から必要
なお、対象や期間については検討が必要。

< 検討課題 >

●その他

電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収について

○無線LAN無線局などの免許不要局は、回線の品質が担保されておらず、排他的権利も有しないことから電波利用料の徴収の対象でないと認識。

○このような自由な領域は、新しいサービスを生み、利用可能なエリアの拡大が期待できるなど、利便性向上のためには必要。